

「副回線サービス(タイプD)」提供条件書

KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）は、副回線通信サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）に定める副回線サービス（タイプD）について、以下のとおり副回線サービス（タイプD）を提供します。

1. 概要

副回線サービス(タイプD)として、「副回線サービス（法人専用(タイプD)）」を提供します。

2. 提供条件

(1) プランの基本情報

- ・「副回線サービス（法人専用(タイプD)）」※3

月額基本料	税込 550 円(税抜 500 円)
月間データ容量	1GB
通信速度	月間データ容量までは送受信最大 1Mbps、 容量超過後は送受信最大 128kbps
国内通話料	税込 22 円(税抜 20 円)/30 秒(※1)
国内 SMS 利用料	税込 3.3 円(税抜 3 円)/通(全角 70 文字まで※2)

※1 他事業者が料金設定している電話番号へは指定の通話料がかかります。

※2 機種により最大全角 670 文字まで送信可能です。半角英数字のみの場合は 160 文字まで税込 3.3 円/通、機種により最大 1530 文字まで送信可能です。ただし、全角の場合は 134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。半角英数字のみの場合は 306 文字までは 2 通分、それ以降は 153 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。その他 SMS の詳細は(4)①をご参照ください。

※3 表に記載する項目のほか、株式会社 NTT ドコモが定める 5G サービス契約約款、提供条件書、利用規約等の規定に定める通話料・通信料等と同じ料金額が発生いたします。

(2) 国際通話／国際 SMS について

① 国際通話

国際通話※はご利用いただけません。

※株式会社 NTT ドコモが提供する WORLD CALL をいいます。協定事業者との契約に基づく国際電話の利用可否や提供条件等については、当該協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

② 国際 SMS 利用

国際 SMS（特定携帯電話約款に定める国際メッセージ送受信をいいます。）は、送信及び受信をすることが可能です。

国際 SMS の利用料は全角の場合は 70 文字まで 50 円/通で機種により最大全角 670 文字まで、半角英数字のみの場合は 160 文字まで 50 円/通で機種により最大 1530 文字まで送信可能です。ただし、全角の場合は 134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。半角英数字のみの場合は 306 文字までは 2 通分、それ以降は 153 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。その他 SMS の詳細は(4)①をご参照ください。

国際 SMS の利用料には、消費税はかかりません。

(3) 手続きに関する料金

①契約事務手数料

税込（税抜）
3,850 円(3,500 円)

②eSIM 再発行等に係る手数料

区分	税込（税抜）
eSIM の再発行	3,850 円(3,500 円) /回

(4) 副回線サービス(タイプ D)に含まれる機能

以下の機能が、お申込み不要でご利用いただけます。

① SMS

- ・電話番号を使用して、文字メッセージの送受信を行うことができます。
- ・1 日の送信回数が 199 回を超えた場合、それ以降、終日本機能をご利用いただけません。なお、本機能が停止する前に 199 回を超えて送信した SMS があった場合、料金の支払いが必要です。
- ・ご利用の機種により、送信できる文字数の上限が異なります。
- ・電波が伝わりにくい等の理由により通信の相手先に送信できない場合、特定携帯電話事業者の設備に SMS をお預かりし、所定のタイミングで再送します。お預かりした SMS は、一定期間経過後に消去します。
- ・発信者番号通知を「通知しない」と設定している場合、SMS を送信することはできません。
- ・他事業者との間で送受信される SMS・国際 SMS は、文字コードや絵文字などの形式を変換することがあります。
- ・国際 SMS は、外国の法令や海外事業者の契約約款等により送信を制限されることがあります。

② インターネット接続機能

- ・インターネットとの間でデータ通信が利用できます。
- ・ベストエフォート型のサービスであり、通信の品質は保証しません。

③ その他

ご利用いただける機能やご利用の条件については、当社のホームページに掲載します。

(5) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料

- ・ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料については、月末時点で副回線契約が契約中である場合にご請求します。

(6) 主回線契約に関する条件

- ・副回線サービス(タイプD)は、主回線となる au 回線について、以下の条件を満たす場合にお申し込みいただけます。

適用条件
以下の全てを満たすこと ・主回線が表 1 の対象料金プランにご加入いただいていること。 ・その主回線において、その名義が法人(みなし法人を含む)であること。 ・その主回線において、副回線をご利用中でないこと(※1)。 ・eSIM を選択していただけること。

※1 同一の主回線に対して複数のお申込みがあった場合は、先行するお申込みを受け付けします。

【表 1：対象料金プラン】

対象料金プラン
・au 約款に定める 5G デュアル又は LTE デュアルに係る料金プランであって、表 2 の対象外料金プランでないもの

【表 2：対象外料金プラン】

対象外料金プラン	
mamorino6/5/4 など、ジュニア向けケータイの料金プラン	ジュニアケータイプラン ME、ジュニアケータイプラン N、ジュニアケータイプラン、mamorino Watch プラン N、mamorino Watch プランなど
ウェアラブルデバイスの料金プラン	ウォッチナンバープラン、ナンバーシェアプランなど

(7) その他ご注意事項

① ご利用料金について

- ・当社の所定のシステムにご契約情報を登録した日より、ご利用料金がかかります(月額利用料は日割となりません。)
- ・au のかけ放題サービスや法人割など、国内通話料や国内 SMS 送信料を割り引くサービスや、法人割プラスなどの回線数に応じた割引のカウント対象外となります。その他、特に記載のある場合を除き au 回線を条件とする割引や特典の対象外となります。

② 電話番号案内について

- ・電話番号案内をご利用の場合、通話料のほか、1 の電話番号案内につき税込 440 円(税抜 400 円)がかかります。その他提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。

③ 緊急地震速報「エリアメール」について

- ・別に定める動作確認端末のうち一部の機種では、株式会社 NTT ドコモの提供する緊急地震速報「エリアメール」をご利用いただくことはできません。また、別に定める動作確認端末以外の機種においては、一切の動作保証を行いません。
- ・株式会社 NTT ドコモの提供する緊急地震速報「エリアメール」を利用したこと、又は利用できないことにより副回線契約者に発生した如何なる損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

④ みえる電話について

- ・当社は、株式会社 NTT ドコモの提供するみえる電話について一切の動作保証を行いません。
- ・みえる電話を利用したこと、又は利用できないことにより副回線契約者に発生した如何なる損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

⑤ 電報について

- ・NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社（以下「電報事業者」と言います。）の提供する電報を利用した場合には、電報事業者が定める契約約款等に基づき料金の支払いが必要です。
- ・副回線契約者は、前項に定める契約約款等により生じた債権を電報事業者が定めるところにより当社が電報事業者から譲り受け、その債権額を副回線サービス（タイプ D）の料金に合算して請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び電報事業者は、副回線契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- ・前項の場合に、当社は譲り受けた債権を、副回線サービス（タイプ D）の料金とみなして取り扱います。また、当社は譲り受けた債権に対し、当社において、第 36 条（割増金）、第 37 条（延滞利息）を適用するものとします。

⑥ 料金のかからない通話について

- ・緊急通報（110 番、118 番、119 番）に係る通話については、料金はかかりません。

⑦ ご利用料金の請求について

- ・ご利用料金は、ご利用の翌々月に、au 回線のご請求に合算してご請求いたします。当社所定の場合を除き、au 回線のご利用から 1 か月遅れてのご請求となる場合があります。
- ・上記の定めに関わらず、契約事務手数料は、au 回線のご利用から 2 か月以上遅れてのご請求となる場合があります。

⑧ 解約について

- ・解約の事由や解約となる時期、解約時にご負担いただくご利用料金は以下のとおりです。

解約の事由	解約となる時期	解約時にご負担いただくご利用料金
ご契約者さまからのお申出による解約※1	お申出を当社が承った日	お申出を当社が承った日が属する月までの月額利用料※2、回線停止が行われるまでの間に行われた通話や SMS などのご利用料金
当社からの解約（詳細は⑥をご参照ください。）	当社から解約させていただいた日	解約させていただいた日が属する月までの月額利用料※3、回線停止が行われるまでの間に行われた通話や SMS などのご利用料金※4

※1 お申出による主回線の解約に伴い解約となる場合を含みます。

※2 8日間キャンセルの場合を除き、日割となりません。

※3 日割となりません。

※4 解約の事由を満たした月と解約となる月が異なる場合、解約の事由を満たした月のユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料がかかります。また、手続きに関する料金がかかる条件を満たしている場合、手続きに関する料金がかかります。

- ・解約の事由に該当後、回線の停止は順次行います。ご契約者さまにて、回線の停止時期をご指定いただくことはできません。

⑨ 当社からの解約について

- ・以下に該当する場合、当社から解約させていただくことがあります。
 - ・ご契約手続き完了後、当社よりお送りする eSIM の設定情報をお受け取りいただけない場合
 - ・eSIM の再発行手続き後、当社よりお送りする eSIM の設定情報をお受け取りいただけない場合
 - ・主回線が一時休止となった場合や対象外の料金プランに変更された場合
 - ・当社より主回線を解約させていただいた場合
 - ・個人と法人(みなし法人を含む)で主回線契約の譲渡が行われた場合
 - ・主回線の機種変更手続き（購入を伴わないものを含みます）を行った場合
 - ・その他利用規約に定める事由に該当した場合

⑩ 料金プランの変更について

- ・異なる副回線サービスの料金プラン間での変更はできません。ご利用中のプランを解約いただき、改めてお申し込みいただく必要があります。これに伴い新規ご契約に伴う所定の手数料がかかります。また、副回線契約の電話番号も変更となりますのでご注意ください。

⑪ 副回線サービス(タイプ D)解約後再加入した場合の取扱いについて

- ・副回線サービス(タイプ D)を解約した後に同じ料金月内で副回線サービス(タイプ D)に再加入した場合に限り、その料金月において 1 の料金月分の月額利用料を請求します。

⑫ 利用の一時中断又は利用の再開について

- ・ 利用規約第 10 条の規定に関わらず、当社は副回線サービス(タイプ D)に係る副回線契約者には利用規約第 10 条の規定を適用しません。
- ・ 当社は au 約款の定めに基づき主回線の利用の一時中断又は利用の再開の請求があったときは、副回線についても利用の一時中断又は利用の再開の請求があったものとみなして取り扱います。

■本提供条件書について

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。
- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、利用規約その他副回線サービスに適用される諸規定を適用します。これらの詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 副回線サービス(タイプ D)に関するその他の提供条件については、当社のホームページ等に定めるところによります。

■更新履歴

2023 年 7 月 3 日 初版作成
2024 年 2 月 22 日 プランの基本情報注釈変更に伴う改版
2024 年 3 月 29 日 表記に関する改版
2025 年 6 月 1 日 衛星船舶宛通話料の表記に関する改版
2025 年 7 月 1 日 電報事業者の表記に関する改版